

特集

松田館
まっだやかた
千曲市に残る歴史

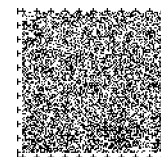
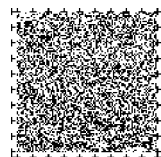
今月の表紙

武水別神社神主松田館・長屋門

近世初頭から武水別神社の神主を務める松田家。松田館は、神官の住居として屈指の屋敷構えを持ち、当時の屋敷環境のほとんどが保たれている貴重な遺構です。

今月の主な紙面

市政トピックス	 2 ~ 3
阿部知事が新幹線新駅誘致期成同盟会顧問に就任 など	
【特集】 松田館	 4 ~ 7
4月から導入「副学籍」	 8 ~ 9



4月1日設立に
向けて準備中!!

一般社団法人「信州千曲観光局」設立に向けて

千曲版DMOセミナー開催

■問い合わせ先 上山田庁舎・観光課(内線7222)

日時 3月8日(水)午後7時～8時30分

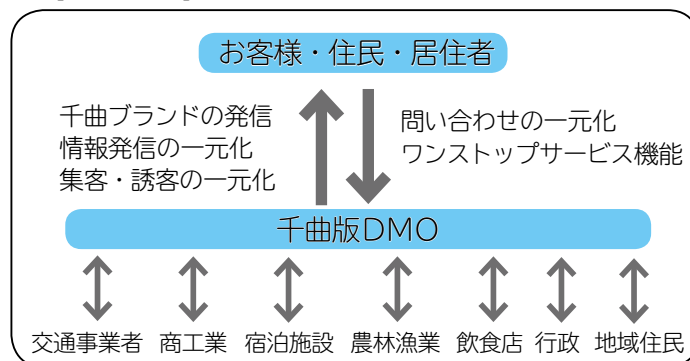
場所 更埴文化会館 小ホール

*参加費無料、どなたでも参加できます



▲官民が連携した千曲版DMO
の設立準備委員会を開催

【イメージ図】



観光を取り巻く目まぐるしい変化に対応するため、千曲市観光の将来を見据えた戦略と実行体制のさらなる進化が重要であることから、現千曲市観光協会を解散し、魅力ある観光地域づくりに取り組みするための新たな観光推進組織(千曲版DMO)「信州千曲観光局」を設立します。

セミナーでは、日本版DMOの第一人者である清水慎一さん(まちづくりアカデミーアドバイザー)が「観光による豊かな地域づくり」「千曲版DMOに期待される役割」など全国の事例と実情とを比較しながら解説します。

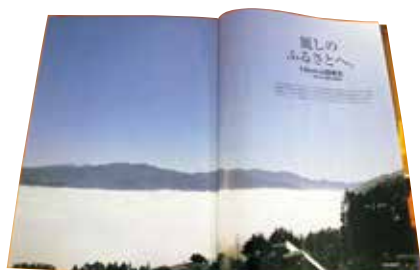
別冊KURA「信州千曲市」を作成

千曲市移住ガイドを ご活用ください

■問い合わせ先 戸倉庁舎・地域活力創造課(内線6272)



▶定価1,000円(税込)



千曲市移住ガイドブック、別冊KURA「信州千曲市」は、県内の書店、コンビニなどで取り扱っていますので、お買い求めください。

千曲市移住ガイドブック、別冊KURA「信州千曲市」は、県内の書店、コンビニなどで取り扱っていますので、お買い求めください。

市では、市外・県外からの移住や千曲市民の定住を促すため、先ごろ、出版社との官民協働事業により、別冊KURA「信州千曲市」を作成しました。

市内では、移住経験を持つた皆さんの市民が活躍しており、そうした人たちが感じている千曲のさまざまな魅力には、移住を考えている市外・県外の移住希望者を千曲市へ引き寄せてくれる力があります。この本は、最近話題の市民活動や千曲で自慢の農業、ものづくり、芸術、歴史などを、市民の笑顔と四季折々のすばらしい風景の写真とともに1冊に収めた、千曲の魅力満載の移住ガイドブックです。

勉強などでふるさとを離れたお子様や市外・県外で移住を考えている知り合いの方がおりましたら、このガイドブックをお勧めください。

平成29年2月3日に、阿部知事が北陸新幹線新駅誘致期成同盟会盟会の顧問に就任しました。

阿部知事の顧問就任により、北陸新幹線新駅誘致期成同盟会は、県内18市の市長と市議会議長などとともに、全県的な体制が整いました。同盟会には県経営者協会など71団体が参画しており、県関係の国會議員など、顧問は111人、相談役と参加が78人、会を運営する役員は71人、会員は約1万2700人となっています(2月現在)。

阿部知事の顧問就任を受け、市は期成同盟会とともに今後、JR東日本長野支社などに新駅設置を要望し、引き続き新駅設置の有効性を市民の皆さんにご理解いただけるよう努めていきます。

■問い合わせ先 更埴庁舎・新幹線対策室(内線5321)



▲12月19日に更埴文化会館で開催された北陸新幹線新駅誘致期成同盟会総会

また、期成同盟会では新幹線新駅誘致実現のための賛同署名活動に取り組んでおり、市民の皆さんのなご一層のご支援をよろしくお願いいたします。

北陸新幹線 新駅誘致期成同盟会 阿部知事が顧問に就任



「科野の国 さらしな はにしな

史都がにぎわう 信州の交流拠点 千曲」

第二次千曲市総合計画(案)に 対して審議会が最終答申

■問い合わせ先 更埴庁舎・総合政策課(内線5314)



▲岡田市長に答申書を手渡す藤居良夫会長(中央)と鹿田厚子副会長(右)

市では、市外・県外からの移住や千曲市民の定住を促すため、先ごろ、出版社との官民協働事業により、別冊KURA「信州千曲市」を作成しました。

市内では、移住経験を持つた皆さんの市民が活躍しており、そうした人たちが感じている千曲のさまざまな魅力には、移住を考えている市外・県外の移住希望者を千曲市へ引き寄せてくれる力があります。この本は、最近話題の市民活動や千曲で自慢の農業、ものづくり、芸術、歴史などを、市民の笑顔と四季折々のすばらしい風景の写真とともに1冊に収めた、千曲の魅力満載の移住ガイドブックです。

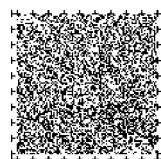
千曲市総合計画審議会は、平成28年8月と10月に岡田市長より諮問された第二次千曲市総合計画「基本構想案・基本計画案」の審議・調査を終え、2月13日に市役所更埴庁舎で岡田市長に最終答申をしました。

市政運営の長期的な指針となる「千曲市総合計画」は、現計画(平成19～28年度)の計画期間が平成28年度で終了することから、市では第二次千曲市総合計画の策定を進めてきました。

同審議会は市長からの諮問を受け、10回にわたり審議会を開催し、慎重に審議・調査を重ねてきました。

答申には、おおむね諮問案を了承したうえで、「将来にわたって持続可能なまちづくり、持続可能な財政運営をより一層堅持していただきたい」など計画を進めて行くうえでの4つの留意事項が付けられました。

これを受けて、市では審議会からの答申を最大限に尊重し議案としてまとめ、市議会3月定例会に提出します。

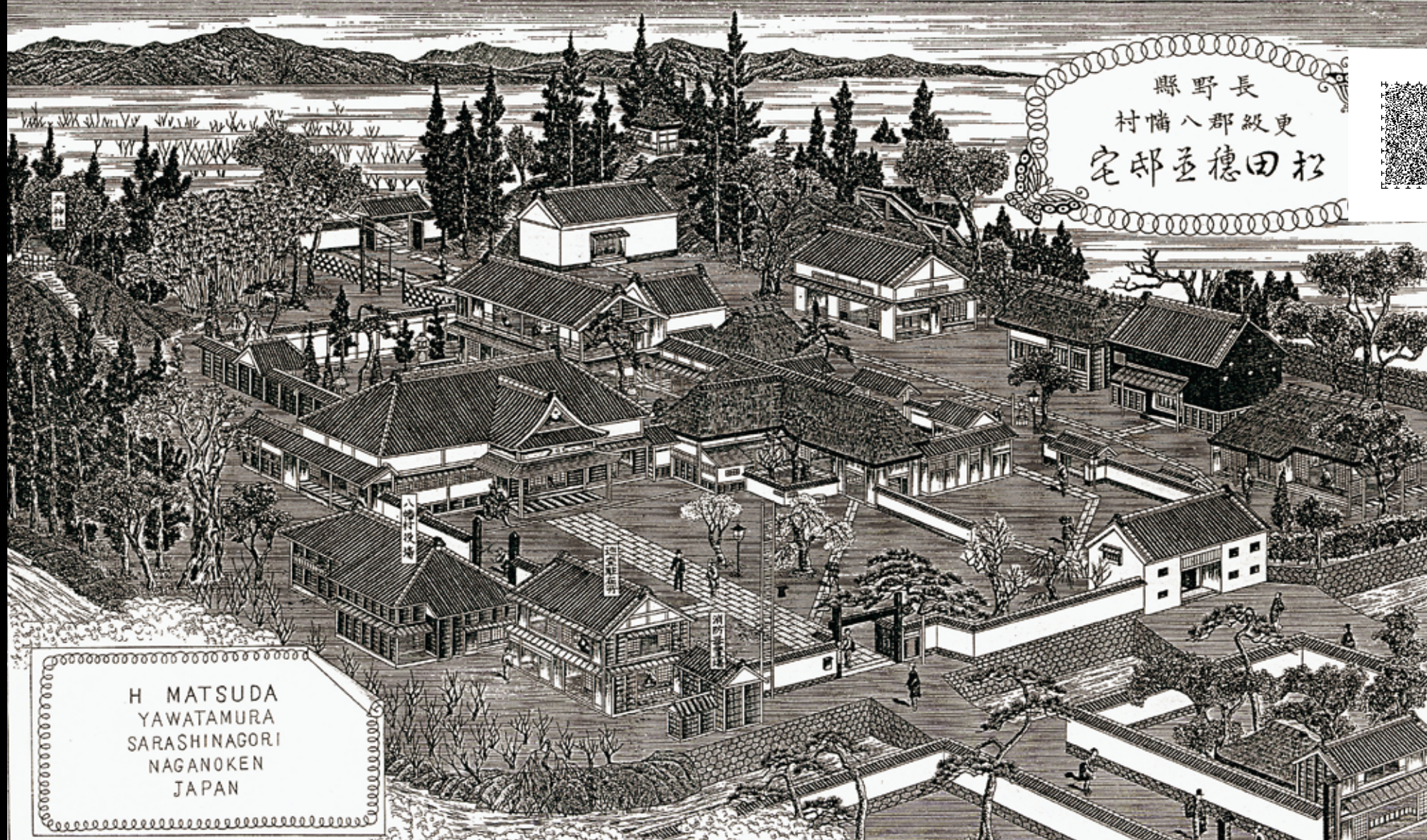


松田館 歴史年表

- 天正12年(1584) 上杉景勝 稲荷山城を築く
この頃に松田館が設けられたとみられる
- 文禄元年(1592) 頭人行事の頭人名が記された「御頭帳」が残る
- 江戸時代前期 主屋など建築
幕末に隠居屋・斎館建築
- 明治元年(1868) 神仏分離(廃仏稀釈)により神宮寺が廃寺となる
- 明治時代 新座敷建築
八幡村役場・駐在所・郵便局などが置かれる

- 平成7年～15年 松田家資料調査を市民団体の協力を得て実施
- 平成15年 千曲市指定有形文化財「松田邸」
- 平成16年1月 松田家資料保存整備計画策定
- 平成16年11月 長野県宝「松田家住宅主屋」
- 平成17年～ 松田家資料保存整備事業着手
- 平成18年4月 長野県史跡「武水別神社神主松田家館跡」
- 平成26年2月 長野県宝「松田家斎館」
- 平成26年 長屋門修理完成
- 平成28年 堀修理完成

▶明治34年(1901) 「長野縣更級郡八幡郷松田棟並邸宅」より



博物館として公開予定

平成16年に武水別神社宮司の松田孝弘さんから、長野県宝に指定された松田家住宅主屋や市指定文化財の付属建物など11棟を市に寄贈していただき、市は建物や一万数千点の古文書など資・史料の保存・活用を図るため、松田家資料等保存整備計画を策定しました。現在まで、主屋・土墨・堀の整備などが完了し、平成31年度には全体を博物館として公開する予定です。

中世から残る貴重な神主屋敷

八幡地区の中心に位置する武水別神社では、毎年12月に国選択無形民俗文化財に指定されている「大頭祭」が行なわれており、400年もの歴史があるといわれています。

松田館は、この神社西側を通る県道から大門を入った先に、1866坪(南北約93m、東西約73m)の屋敷を構えています。土墨(土手状の防御施設)や幅約4m、深さ約2mの堀に囲まれています。現在残る堀は東側のみで、ほかは堀が埋まっています。これまでの発掘調査の結果から、土墨は、16世紀代室町から戦国時代の築造と推定されています。

現在の松田館は、主屋や御霊屋・西の土蔵などが寛政3年(1791)以前に、斎館や長屋門・隠居屋などは江戸時代後半から明治時代に建てられたとされています。中世からの神主の館が、現在も神社や祭礼と一体になって機能していることは全国的にも珍しいものです。



▲屋敷の北側の堀跡を発掘調査、幅約4m、深さ約2mであることが判明



▲堀跡から、内耳鍋やかかわらけと呼ばれる戦国時代の土器が出土



▲天正12年(1584) 上杉景勝から松田氏に、稲荷山城と八幡神領の管理を命じた文書

まつだやかた 松田館 特集

戦国時代に建てられたとされる松田館。武水別神社神官の松田家の神主屋敷として、県内屈指の屋敷構えを持ち、一万数千点にのぼる古文書・書画・道具類などの貴重な資・史料が残されています。今回の特集は、400年以上の歴史を持つ長野県史跡「松田館」を紹介します。

松田館の魅力

室町・戦国時代からつづく屋敷跡には、18世紀前半に建てられた茅ぶきの主屋があります。江戸時代は仏教が国教で、更級八幡宮（武水別神社）は寺院とされ、信州八幡神宮寺が將軍にお目見えの特権をもち、神主は松代藩の寺社奉行の管轄下でした。そのため、近世の神主屋敷は民家造りで、禊（しづ）用の湯殿（身を清める場所）をもっていることが神主屋敷としての最大の特徴です。普通の民家にはないものですから、民家よりも格が上だということがわかります。

ところが、19世紀から国学や尊王思想が広がり、神社の神道思想が高まってきて、更級八幡宮は「武水別神社」と社号を変更しました。幕末の1861年には神事のための神殿として松田家斎館が増築されました。明治維新以降、明治政府により廃仏稀釈（仏教を排斥すること）運動が進められ近代神主邸宅として整備されます。その後、八幡村役場が置かれて、知事らを接待するための新座敷が新築されるなど、規模や建物が増



国立歴史民俗博物館
総合研究大学院大学

名誉教授 井原 今朝男 さん

松田家資料保存整備委員会座長・市文化財保護審議会会長としてご指導されています。

加しました。このように松田館は、江戸時代には民家造りの神主屋敷であったのが、明治になり国家神道の宗教政策の下で近代神主邸宅に整備された景観が見られる全国でも唯一の場所でもあるのです。

また、松田家文書は、室町時代から江戸時代の和歌・連歌・俳句などの文学史料のほかに、武田信玄・今川義元・上杉景勝など戦国大名や歴代の徳川將軍家の発給文書、近世の更級八幡宮の社務関係文書などが大量に残されており、現在も整理調査が進められています。

神主松田さんが紹介する松田館

主屋には、22年ほど前（平成6年）まで実際に住んでいました。祭事的时候は、今も斎館を使用して。神主住宅の特徴として、「おたや」「御霊屋」は普通の住宅では見られない珍しい建物です。

裏庭には、裏長屋から長屋門の堀まで流れる水路があり、昔は生活用水として使っていて、ホタルも舞っていた時期もありました。屋敷全体の雰囲気を通して、その時代に生きていた人たちの生活を想像しながら、ゆったりとした時間を過ごしてもらいたいと思います。



武水別神社神主
松田 直隆さん

松田館に現存する建物

県宝指定。近世の神社神主家の住宅が文化財として保存されている例は、全国的にみても非常に少なく貴重な建物です。



松田家住宅主屋



▲玄関の土間を入ると、とりつぎの間・なかの間・客間・座敷と続いています



▲主屋から斎館に向かう途中に、身体を清める「湯殿」があるのが大きな特徴です

県宝指定。江戸時代の終わりに改築され、現在も仲秋祭や大頭祭の出達式が行なわれています。



斎館

県知事を接待するために明治になって建てられた八幡の迎賓館です。



新座敷

明治になって建てられた裏門で、門の下に水路を通し、屋敷内に水を引いています。



裏長屋

味噌蔵



寛政6年（1794）に建てられ、墨書が天井の梁に見つかりました。展示室に改装しました。

隠居屋



幕末に建てられたもので、この時に土塁を壊していることが調査で判りました。



3月21日～26日まで 松田館を一部公開

- 日時 3月21日（火）～26日（日）まで
午前10時～午後4時
- 会場 松田館（武水別神社西側）
車でお越しの際は、武水別神社の駐車場をご利用ください。
- 対象 どなたでも見学できます。
- 内容 係員が会場で解説します。期間中お茶会や水彩画展を行ないます。
- 申込方法 事前申込み不要
- 問い合わせ先 市歴史文化財センター（TEL026-261-3210）

地域の仲間と「つながり」を持ち続けてほしい

副学籍とは

副学籍とは、特別支援学校（在籍校）で学ぶ子どもたちが、居住する地域の小・中学校に「副学籍」をおき、交流や共同学習をとおして、居住地域の小・中学校の児童生徒とのつながりを継続し、仲間意識を高める取り組みです。

対象となる子ども達は

市内に居住して、現在、特別支援学校（稲荷山養護学校、長野ろう学校、長野盲学校、若槻養護学校、信州大学附属特別支援学校など）に通学している児童生徒が対象になります。副学籍を希望する保護者が特別支援学校に申し出て、子どもや保護者の希望を聞きながら進めていきます。

具体的な交流内容は

子どもの健康状況や交流内容の希望を基本に、保護者と在籍校、副学籍校で相談をしながら計画を

立てていきます。

○学校行事（入学式・卒業式・運動会・音楽会・文化祭・学年行事など）への参加

○交流・共同学習（活動可能な教科学習・総合的な学習の時間など）への参加

○学校だよりなどの配布

○地域行事（地域行事や小・中学校の地区単位で行なう行事など）への参加などが考えられます。

期待できる効果

特別支援学校で学ぶ児童生徒は、居住地の小・中学校で生活体験を広げ、地域の児童生徒との仲間意識を育むことができます。地域の小・中学校児童生徒は障がいのある児童生徒とふれあい、共に活動することにより個々の違いを認め合いながら仲間意識を高め、共に尊重しあう心が育ちます。そして将来的に「地域とのつながり」を大切にしながらか「共生社会」につながる行動力と豊かな人間性の形成につながると思っています。

4月から導入 副学籍

■問い合わせ先 戸倉庁舎・教育総務課（内線6318）

インタビュー 2

「将来のために、今から社会を広げてもらいたい」

小学1年生の息子をもつ保護者の方

副学籍をおく殖生小学校には、保育園で一緒だったお友だちがいるので、その子たちと一緒に活動する機会が増えることや、息子のことを知らない子との交流も期待しています。

小学校へは親の付き添いが必要なので、私の仕事の都合により交流の回数が限られてしまうのではないかと心配しています。また、本人は気にしない性格ですが、障がいのことでかわれないかという不安があります。ただ、それを恐れて何もしないより、小さい頃から周りの交流を多く持ち、将来一人になることがないよう、つながりは大事にしてほしいと思っています。

「もっと深く交流ができるようになればうれしい」

中学1年生の娘をもつ保護者の方

娘は小学6年生までは地域の小学校に通っていましたが、中学からは稲荷山養護学校に通っています。これまで居住地間交流として年数回の交流はありましたが、学校が別ということもあってお客さんのような立場だったので打ち解けにくい雰囲気がありました。仲が良かったお友だちと会う機会も限られていたので、今回の制度で、できる限り交流をもってほしいと思いますし、同じクラスのお友だちとして、もっと深い関係を築いてほしいと思います。



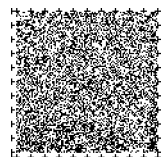
稲荷山養護学校 宮坂 正 校長

のだと思います。

地域の学校の子どもたちにとっても、これから社会を作っていくためには、障がいのある方々を含め、いろいろなことに理解が必要で、多様性を認めて生きていく力がなければ、これからの世の中はうまくいかないことが多くなってくると思います。

また、学校生活に限らず地域の中でも、障がいのある子どもを忘れないでほしいと思います。みんなが配慮をしながらも、地域の行事に誘って一緒にやろうじゃないか」というような気持ちが高まってくれることも期待しています。

インタビュー 1



市教育委員会が キャリア教育優良教育委員会 文部科学大臣表彰

を受賞しました



■問い合わせ先 戸倉庁舎・教育総務課(内線6314)

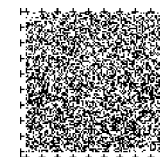
1月17日、長野県教育委員会の推薦をいただき千曲市教育委員会が「第10回キャリア教育優良教育委員会文部科学大臣表彰」を受賞しました。

これは、市内各学校の担当教諭で構成する「千曲市キャリア教育推進委員会」が中心となって進める公開授業、講演会、実践事例集の編集・発行など各校のキャリア教育が意図的、計画的に推進されていることや、ニーズに寄り添った学校支援、職場体験の事業所開拓、通信「キャリアかわらばん」発行による産学の情報共有などの取組みが認められたものです。

今後、地域の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、市教育委員会では「学校・家庭・地域をつなげるキャリア教育」を推進していきます。

***キャリア教育**
一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

次代のまちづくりのために ～立地適正化計画の策定に向けて～ vol. 5



前号では、立地適正化計画の内容についてご紹介しました。
今月号では、計画が公表された場合に必要となる届出についてご紹介します。

■問い合わせ先 更埴庁舎・都市計画課(内線5622)

立地適正化計画では、居住を誘導する「居住誘導区域」と、生活サービスを誘導する「都市機能誘導区域」を定め、都市機能誘導区域には、その区域に誘導する施設(誘導施設)を定めています。

立地適正化計画が公表(3月31日予定)された場合、都市再生特別措置法に基づき、以下の届出の対象となる行為を行なう場合、これらの行為に着手する日の30日前までに、市長への届出が必要です。

詳細については、市ホームページをご覧ください。また、都市計画課までお問い合わせください。

居住誘導区域に関する届出

都市計画区域のうち、居住誘導区域外で以下の行為を行なおうとする場合

●開発行為の場合

- ①3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為
- ②1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

●建築等行為の場合

- ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

誘導施設に関する届出

都市計画区域内に、誘導施設を立地しようとする場合(ただし、都市機能誘導区域内で、それぞれの区域に定められた誘導施設を立地しようとする場合は不要)

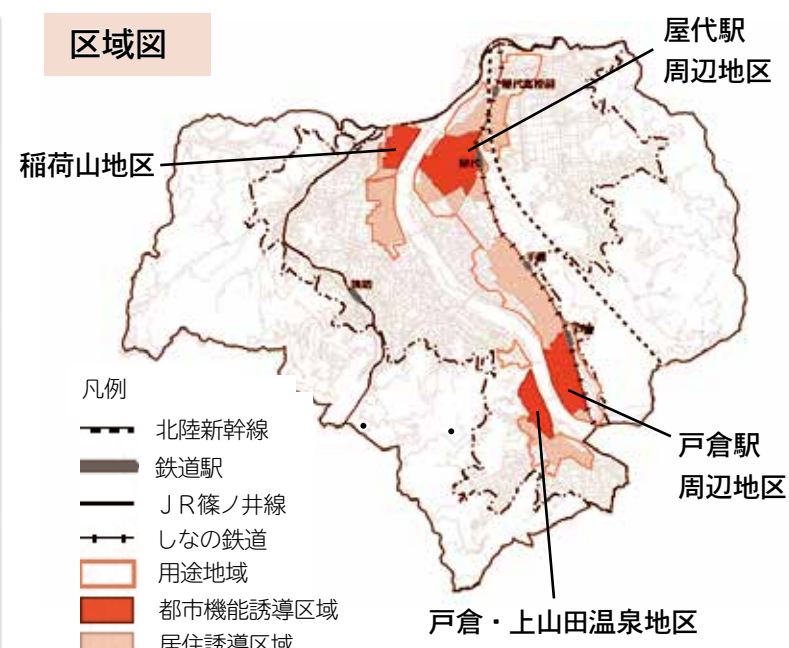
●開発行為の場合

- ①誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行なおうとする場合

●建築等行為

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

誘導施設	適用
体育館	延床面積3,000㎡以上のもの
図書館	図書館法第2条第1項に定めるもの
病院	医療法第1条の5に定める「病院」で内科または外科を有するもの
地域交流センター	地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流などの都市活動・コミュニティ活動を支える中核的な施設
観光交流センター	地区を訪れる観光客への観光案内や観光客と地域住民のための施設



堀内由貴 隊員

地域おこし協力隊員 奮闘記 第3回

千曲市トークイベント in 台湾

今回は1月に台湾で行なわれた台湾人パワープログラマーによる千曲市トークイベントをご紹介します。

昨年10月にプログラマーの方に千曲市内と近隣エリアを5日間にわたって旅行してもらいました。その体験を抽選で選ばれた100名を超える参加者に向けてお話してもらいました。

台湾から千曲市までのアクセスから始まり、実際に訪れてみないと分からない千曲市のディープな魅力をユーモアを交えながら伝え、参加者は終始興味を持ってトークを聴いてい

ました。トーク以外にも杏製品や日本酒など千曲市名産品の試飲試食や顔出しパネル、手湯体験なども行ない、イベント会場は賑わいに包まれました。告知用に壁に貼っていた千曲市のポスターも持って帰りたいという方が多く、イベント終了時には全部なくなってしまうほどでした。

一方で会場で取ったアンケートでは「千曲市に行ったことがある」という人はほぼゼロだったので、台湾でユーザーの多いSNSを効果的に使い、PRしていく必要があると実感しました。



▲千曲市名産品展示コーナー



▲手湯体験、折紙の展示



▲あん姫のぬいぐるみと写真撮影をする親子



▲イベントの最後に来場者の皆さんと記念撮影

守ろう大切ないのち

3月は自殺対策強化月間

3月は、進学・就職・転勤・転居など生活環境が大きく変わり、精神的に不安定になりやすい時期です。周囲の人の気づき・声かけが自殺予防につながります。他人ごとと思わず、一人ひとりが勇気を持って声をかけてみませんか？

自殺は特別なことではありません

全国において、平成10年以降、自殺で命を落とした人は年間3万人を超えていました。平成24年以降3万人を下回りやや

減少傾向にありますが、自殺未遂者はその10倍、その周囲で自殺の影響を受ける人は5〜6倍存在するといわれており、私たちの身近に起こりうる深刻な状況が続いています。

自殺に傾いている人は、何かしらのサインを出しています。しかし、誰にも相談できず、孤立感を高めている場合が多く、周囲の人の気づきが、命を救うことにつながります。

「眠れない」「食欲がない」「口数が少なくなった」「いなくなってしまう」と話すなど、いつもと様子が違うと感じることがあれば、まずは声をかけてみましょう。

「どうしたの？ 辛そうだけど……」「眠れていますか？」「良かったら話を聞くよ」など、声をかけることで「ひとりではな

い」というメッセージを届けることができます。

相談されたら……

相談された場合は、聞き役にまわり、気持ちを受け止めるつもりで聞いてみましょう。自分が聞き役として適切かと迷ったリ、何かアドバイスをしなくては……と思いがちですが、何も言わなくても良いのです。他者とながつているという安心感が、心理的孤立を和らげてくれます。

相談を受けた人が、どのように対応したら良いか困った場合は、専門家に相談するとアドバイスを受けることができます。

自殺予防を目的とした相談窓口

○長野いのちの電話
Tel026-223-4343
毎日午前11時～午後10時

○自殺予防いのちの電話
Tel0120-783-556
毎月10日、24時間無料
午前8時～翌11日午前8時

○こころの健康相談
統一ダイヤル
(県精神保健福祉センター内)
Tel0570-064-556
午前9時30分～午後4時
(月～金曜日)

*消えてしまいたいなど自殺に傾いている方、家族や知人に死にたいと訴えられる方、身内が自死して悲観している方などの相談に応じます。

市の関連相談窓口

○更埴庁舎
更埴保健センター
Tel026-273-1111
(内線5507)

保健師による相談(随時)、精神科医による精神保健相談会(要予約)

○千曲市消費生活センター
(更埴庁舎・生活安全課内)
Tel026-274-0820
多重債務や借金などの悩み相談(要予約)

軽自動車の廃車・名義変更の

手続きは済んでいますか？

■問い合わせ先 更埴庁舎・税務課(内線5245)

軽自動車税は、軽自動車などを使用しているかどうかに関係なく、毎年4月1日(賦課期日)現在の車両の所有者(所有権留保付販売の場合は買主)に課税される税金です。

月割課税の制度はありませんので、4月2日以降に廃車や譲渡されても、1年分の税金が課税されます。軽自動車などを所有しているかどうかは、所有者の申告に基づきます。軽自動車などを廃車または他人に譲渡、住所変更をしたときには、すみやかに申告手続きをしてください。車種によって手続き場所・手続き方法が異なりますので、注意してください。

軽自動車税の税率が変更

平成28年度分限り適用されていた四輪車などのグリーン化特例(軽課税率)

の特例措置が1年間延長されました。これにより、四輪車などの軽自動車のうち、車検証に記載された「初度検査年月」が平成28年4月から平成29年3月までの一定の環境性能を有する車両には、平成29年度分に限り、燃費性能などに応じてグリーン化特例が適用されます。平成28年度課税分がグリーン化特例に該当していた軽自動車は、平成29年度から標準税率になります。

平成29年度から重課税率の対象となるのは、「初度検査年月」が平成16年3月以前の軽自動車です。

車種ごとの取扱窓口など

区分	取扱窓口	持ち物
原動機付自転車(125cc以下)	○更埴庁舎税務課 (内線5245)	標識(ナンバープレート)、 印鑑、標識交付証明書
小型特殊自動車 (農耕用作業車含む)	○戸倉庁舎市民窓口課(内線6263) ○上山田庁舎市民窓口課(内線7105)	
125ccを超え 250cc以下のバイク	長野県軽自動車協会 (Tel026-243-1967)	各取扱窓口に問い合わせ てください。
三輪・四輪の 軽自動車(乗用、貨物)	軽自動車検査協会 長野事務所(Tel050-3816-1854)	
250ccを超える バイク	長野運輸支局 (Tel050-5540-2042)	

表 四輪以上・三輪

区 分			初度検査年月別税率(年額)					
			平成27年 3月まで	平成27年 4月以降	初度検査年 月から13年 経過【重課税 率】(※注)	平成28年4月～平成29年3月までのグリーン 化特例対象車【軽課税率】		
						電気自動車・天 然ガス自動車①	ガソリン車・ハイブリット車	
							②	③
三輪			3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪 以上	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円

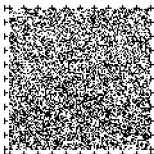
※注：電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリットや被けん引車は除きます。

①電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

②乗用：平成32年度 燃費基準+20%達成車、貨物用：平成27年度 燃費基準+35%達成車

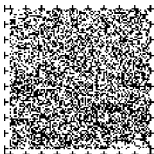
③乗用：平成32年度 燃費基準達成車、貨物用：平成27年度 燃費基準+15%達成車

*ただし、②③に該当する場合、いずれも平成17年度排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限ります。



更埴庁舎 FAX026-273-1004
戸倉庁舎 FAX 026-275-0238
上山田庁舎 FAX 026-276-0796

千曲市ホームページ <http://www.city.chikuma.lg.jp>
千曲市役所 TEL026-273-1111 (代表)



音声コード …… 視覚障がい者などの皆さんに市の情報を提供するためのコードで、専用の読み上げ装置により、活字を音声に変換できます。

民生・児童委員の紹介

1月1日付で山崎清美さん
(殖生桜堂地区担当)と松岡欣
之輔さん(八幡北堀地区担当)
が民生・児童委員として厚生労

働大臣から委嘱されました。
身近な地域での生活上の問
題、家族の問題、身体障害者福
祉、高齢者福祉や児童福祉など

いろいろな相談に応じ、助言や
調整などを行ないます。任期は
平成31年11月30日までです。

■問い合わせ先
戸倉庁舎・福祉課(内線
6212)

公益的市民活動推進委員を募集

「協働のまちづくり」の実現
に向けた指針や具体的な行動計
画について、市と一緒に考え行
動してくれる「公益的市民活動
推進委員」を募集します。

■募集人員 若干名
■応募資格 次のすべてに該当

する人です。

○20歳以上の市民
○できるだけほかの審議会委員
などに委嘱されていない人

■任期 委嘱の日から平成31年
3月31日まで
■応募方法 任意の様式に「協

働を進めるために大切なこ
と」をテーマに800字程度に
まとめ、住所・氏名・生年月
日・電話番号を記入のうえ、3
月17日(金)までに郵送(当日
消印有効)または電子メール
(seisaku@city.chikuma.

nagano.jp)で応募してくだ
さい。
■選考方法 書類選考
■郵送・問い合わせ先 更埴庁
舎・総合政策課(〒387-1
8511 千曲市大字杭瀬下
84番地、内線5312)

都市計画審議会委員を募集

都市計画について調査や審議
を行なう「千曲市都市計画審議
会」の委員を募集します。

■募集人員 若干名
■応募資格 20歳以上の市民
で、市他の審議会委員など
になっていない人
■任期 任命の日から平成31年

3月31日まで
■応募期限 3月22日(水)
■応募方法

A4サイズの用紙(任意様
式)に、住所・氏名(フリガ
ナ)・電話番号・年齢・性
別・主な職歴・応募理由を書
き、「千曲市の都市計画」をテ

ーマにした800字程度の作
文(A4サイズの任意様式)
を添えて、更埴庁舎都市計画
課へ持参するか郵送(当日消
印有効)またはファックス、
電子メール(tosikei@city.
chikuma.nagano.jp)で応

■選考方法 書類選考
■応募・問い合わせ先

更埴庁舎・都市計画課(〒
387-18511 千曲市
大字杭瀬下84番地、内線
5622、FAX026-1273
-1921)

臨時職員(事務補佐員)を募集

■募集人員 1人
■勤務内容 日本赤十字社千曲
市地区に関わる事務補助など
■募集要件 市内在住で、パソ
コンができる人

■勤務場所 戸倉庁舎福祉課
■勤務期間 4月1日～平成30
年3月31日
■勤務日数 12日/月
■勤務時間 午前8時30分から

午後5時15分
■賃金 月額6090円
■応募方法 市販の履歴書に
記入のうえ、3月15日(水)ま
でに持参するか郵送(当日必
着)してください。

■面接試験 3月下旬
■応募・問い合わせ先
戸倉庁舎・福祉課(〒389
-10892 千曲市大字戸倉
2388番地、内線6213)

嘱託職員(介護認定調査員)を募集

■募集人員 1人
■職種 介護認定調査員
■募集要件 看護師または准看
護師の資格がある人で、普通
自動車免許を保持しパソコン
ができる人
■勤務場所 戸倉庁舎高齢福祉

課認定調査係
■勤務期間 4月1日～平成30
年3月31日
■勤務日数 一般職員に準じる
■勤務時間 午前8時30分～午
後5時15分(原則)
■賃金 月額19万8000円

■応募方法 市販の履歴書に記
入のうえ、募集要件に係る資
格・登録などの証明書の写
しを添えて、3月15日(水)ま
でに持参するか郵送(当日必
着)してください。
■面接試験 3月下旬

■応募・問い合わせ先
戸倉庁舎・高齢福祉課(〒
389-10892 千曲市大
字戸倉2388番地、内線
6238)

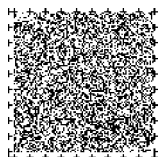
嘱託職員(社会福祉士)を募集

■募集人員 若干名
■職種 社会福祉士など(高齢
者の相談支援業務、介護予防
ケアマネジメント業務など)
■募集要件
①社会福祉士資格を有する人
②介護支援専門員の業務経験が
3年以上あり、高齢者の保健
福祉に関する相談援助業務に

3年以上従事した経験を有す
る人
*①、②ともに普通自動車免許
を保持しパソコンができる人
■勤務場所 更埴庁舎更埴地域
包括支援センター
■勤務期間 4月1日～平成30
年3月31日
■勤務日数 一般職員に準じる

■勤務時間 午前8時30分～午
後5時15分(原則)
■賃金 月額20万8900円
■応募方法 市販の履歴書に記
入のうえ、社会福祉士登録証
又は介護支援専門員証の写
しを添えて、3月13日(月)ま
でに持参するか郵送(当日必
着)してください。

■面接試験 3月中～下旬
■応募・問い合わせ先
更埴庁舎・更埴地域包括
支援センター(〒387-1
8511 千曲市大字杭瀬下
84番地、内線5521)

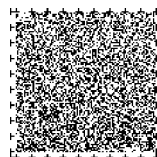


音声コード ……

視覚障がい者などの皆さんに市の情報を提供するためのコードで、専用の読み上げ装置により、活字を音声に変換できます。

千曲市ホームページ http://www.city.chikuma.lg.jp
千曲市役所 TEL026-273-1111 (代表)

更埴庁舎 FAX026-273-1004
戸倉庁舎 FAX 026-275-0238
上山田庁舎 FAX 026-276-0796



届け出が必要な事例

Table with 2 columns: ことなとき (When), どうする (What to do). Rows include moving within Chikuma City, moving out of Chikuma City, moving within Chikuma City, retiring from a company, and joining a company.

- 学校が変わった場合は、改めて申請が必要になります。
○長野南年金事務所 (TEL 026-227-1284)
○更埴庁舎・市民課 (内線5434)

国民年金に関する届け出を忘れずに

3月は、就学や卒業などによる市内外への転入出や、勤務先での異動が多い時期です。左表の事例を参考に、忘れずに届け出をお願いします。

- 国民年金の種類
○第1号被保険者 自営業、学生、フリーターなどの人
○第2号被保険者 会社員、公務員などの人
○第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている妻または夫

平成29年度学生納付特例のお知らせを郵送

平成28年度に学生納付特例が承認されていた人で、4月以降も在学予定の人に、平成29年度学生納付特例手続きのお知らせが3月下旬に郵送で届きます。

平成29年度市民農園利用者を募集

重度な障がいがある人などの生活圏拡大と社会参加の推進を図るため、タクシー利用料金の一部を助成します。
対象 市内在住で、次のいずれかに該当する人です。
○身体障害者手帳所持者(下肢または体幹1・2・3級、内部または視覚障がい1級の人)

- 人工透析を受けている人
○療育手帳所持者(A1・A2の人)
○精神保健福祉手帳所持者(1級の人)
○特定疾患医療受給者証の交付を受けている人(難病患者)
■交付枚数 4月から1か月当たり2枚の割合(年度内24枚)

*申込者が多数の募集区画は、抽選となります。

- 利用上の注意事項
○市民農園利用者は、千曲市に住んでいる人で、家庭菜園を楽しみたい人に限ります。
○駐車場がないため住んでいる所から近い区画を利用してください。
○営利を目的での使用はできません。
■申込み方法 希望者は、上山田庁舎農林課にある市民農園利用申込書に記入して、3月23日(木)までに農林課に提出してください。
■問い合わせ先 上山田庁舎・農林課(内線7271)

平成29年度障害者等タクシー利用料金助成回数券の交付

を限度)
*自動車税・軽自動車税の減免を受けている人は、年間4枚の交付となります。
■助成額 1枚650円を限度
■申請開始日 3月21日(火)
■申請方法 印鑑と「身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・特定疾患医療受給

者証のいずれかひとつ」を持参のうえ、戸倉庁舎福祉課、更埴庁舎福祉支援係または上山田庁舎市民窓口課で申請し、交付を受けてください。
家族や日常的介護者などの代理申請もできます。
■問い合わせ先 戸倉庁舎・福祉課(内線6224)

市民農園の利用区画など

Table with 7 columns: 農園No., 地区名, 農園名, 面積(m²), 年間使用料, 募集区画, 農園位置. Rows list various agricultural gardens and their details.

4月1日(土)から循環バスなどのダイヤが変わります

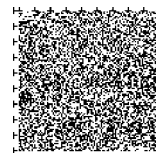
千曲市循環バスのダイヤ改正

循環バスの主な改正内容は次のとおりです。詳細は千曲市総合交通マップ・時刻表で確認してください。

- 大循環線
①「平日限定便」を運行(東部線の車両)
②土曜日とも5便を運行
③「JAあんず店西」の停留所を増設(東部線共用)
■東部線
①5便、6便の運行を早め、10人乗り車両で運行(料金は変更なし)
②「白鳥園」「つるの湯」行きを毎週火曜日と第2金曜日に減便(毎週木曜日の運行は取りやめ)
③「菅谷医院前」の停留所を増設(姨捨線共用)
■姨捨線
「姨捨駅入口(降車専用)」の停留所を増設
■大田原線
「治田山」の停留所を廃止
■更級戸倉線
運行経路を一部変更
■五加戸倉線
①土曜日の5便の運行を取りやめ
②現行の6便は冬期間(1月9日から3月16日)のみ運行
■上山田線
「上町」「とよき内科前」「二階堂医院前」を運行
デマンド型乗合タクシー「めぐりきり号」の改正
①「JAあんず店西」の停留所を新設
②17時の8便の運行を廃止し、17時台は東部線の5便が定時定路線で運行
■問い合わせ先 更埴庁舎・生活安全課(内線5531)

めぐりきり号のダイヤ改正

Table with 2 columns: 便 (Route), 運行時刻表 (Schedule). Rows show routes 1 through 7 and their respective departure times.



指定校変更と区域外就学の制度

適正な規模の学校で、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るという趣旨から、それぞれの小・中学校に通学区域を設定しています。(下表

1) 通学区域は、地理的な条件や地域の歴史的な経緯などから設定され、学校教育法施行令の規定に基づき、学校を指定する際の基準となります。

市内ではかの通学区域にある学校への就学(指定校変更)や、市外の学校への就学(区域外就学)を希望する人には、一定の要件により認められる制度があります(下表2)。希望する人は問い合わせてください。

■問い合わせ先

戸倉庁舎・教育総務課
(内線6315)



表1 小・中学校の通学区域

学校名	通学区域
屋代小学校	大字屋代、大字栗佐
東小学校	大字雨宮、大字土口、大字生萱、大字森、大字倉科
埴生小学校	大字寂蒔、大字鑄物師屋、大字打沢、大字小島、大字桜堂、大字杭瀬下、杭瀬下一・二・三・四・五・六丁目、大字新田、大字中
治田小学校	大字稲荷山、大字野高場、大字桑原、大字八幡のうち中原区
八幡小学校	大字八幡(中原区を除く)
戸倉小学校	大字磯部、大字戸倉、大字戸倉温泉、大字若宮のうち八王子地区、大字上徳間のうち今井町区・柏王区、大字内川のうち柏王区
更級小学校	大字若宮(八王子地区を除く)、大字羽尾、大字須坂
五加小学校	大字上徳間(今井町区・柏王区を除く)、大字内川(柏王区を除く)、大字千本柳、大字小船山
上山田小学校	大字力石、大字新山、大字上山田、上山田温泉一・二・三・四丁目
屋代中学校	大字屋代、大字栗佐、大字雨宮、大字土口、大字生萱、大字森、大字倉科
埴生中学校	大字寂蒔、大字鑄物師屋、大字打沢、大字小島、大字桜堂、大字杭瀬下、杭瀬下一・二・三・四・五・六丁目、大字新田、大字中
更埴西中学校	大字稲荷山、大字野高場、大字桑原、大字八幡
戸倉上山田中学校	大字磯部、大字戸倉、大字戸倉温泉、大字若宮、大字羽尾、大字須坂、大字上徳間、大字内川、大字千本柳、大字小船山、大字力石、大字新山、大字上山田、上山田温泉一・二・三・四丁目

表2 指定校変更・区域外就学の要件



区 分	要 件	許可期間
地理的な条件	指定校への通学が距離的に過重な負担となるとき。 (杭瀬下土地区画整理事業地域内で、指定校である埴生小学校から1.5Km以上の通学距離がある場合に、埴生小学校または隣接する通学区にある屋代小学校の選択が可能です)	卒業まで
最終学年	小学校6年、中学校3年で夏休み以降の住所の異動。	
学期途中	学期途中の住所の異動。	学年末まで
転出転居予定	住宅新築のため住所の異動が確実なとき。	住所を異動するまで
家庭の理由	両親が共働きなどのため祖父母宅などから通学するとき。	小学校3年まで
教育的配慮	いじめ、不登校などの理由から指定校への就学が児童・生徒・保護者にとって著しく過重な負担になると予測されるとき。	
その他	その他の理由により教育委員会が認めたとき。 (杭瀬下土地区画整理事業地域内で、屋代小学校への指定校変更許可を受けた児童が、中学入学の際、屋代中学校を希望する場合など)	申請理由が解消するまで